

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101009号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100049号

## 第1 結論

昭和62年\*月から昭和63年3月までの請求期間、平成元年3月から同年9月までの請求期間及び平成7年7月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年\*月から昭和63年3月まで  
② 平成元年3月から同年9月まで  
③ 平成7年7月から平成9年3月まで

私は、昭和62年\*月頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。厚生年金保険をやめた際は、国民健康保険と同時に国民年金の手続を行ってきた。

請求期間①の国民年金保険料については、郵便局で納付し、請求期間②及び③の国民年金保険料については、郵便局、銀行及びコンビニエンスストアを利用して毎月納付していた。

請求期間①及び②は国民年金の未加入期間と記録され、納付記録がなく、請求期間③は国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和62年\*月頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったとし、これまでの交付された年金手帳は、現在所持している1冊のみであるとしているところ、当該年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)\*は、請求者が平成5年10月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、同日付けで国民年金被保険者資格を取得したことを契機として払い出された国民年金番号であり、その取得に係る入力処理が同年10月25日に行われていることから、請求者は同年10月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、昭和62年\*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、当該年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「平成5年10月1日」と記載されている上、上述のとおり請求者は平成5年10月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、当該加入手続時点において、請求期間①及び②については、国民年

金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

一方、請求期間③については、当該年金手帳に「初めて被保険者となった日」が「平成5年10月1日」と記載されていることから、納付可能な時期ではあるものの、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を郵便局、B銀行（現在は、C銀行）、D銀行及びコンビニエンスストア等で納付していた旨回答及び陳述しているところ、コンビニエンスストアで国民年金保険料の納付が可能になった時期は、平成16年2月からであることから、請求期間③当時、コンビニエンスストアでは国民年金保険料を納付することはできず、郵便局、C銀行及びD銀行は、請求期間③当時の資料は保管期限経過により保存していないことから、当時の納付状況等が不明である。

また、請求者は、国民年金保険料を毎月納付していたと陳述しているところ、請求期間③については、合計21回納付することが必要となるが、多数回に渡り行政機関及び金融機関等が特定の被保険者に対し誤った事務処理を行うとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101041号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100050号

### 第1 結論

昭和55年\*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和62年3月まで

私は、結婚する前は国民年金に加入していなかったため、昭和61年\*月に結婚して、同年\*月に子供が生まれてくることをきっかけに妻が国民年金の加入手続を行った。その後、督促状(国民年金保険料を遡って納付するための納付書)が郵送されてきたので、妻がA市役所B事務所で請求期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。

加入手続の時期及び遡って国民年金保険料を納付した時期については定かではないが、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者の妻は、昭和61年\*月に結婚して、同年\*月に子供が生まれてくることをきっかけに自身が請求者の国民年金の加入手続を行ったと回答及び陳述している。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿には、請求者の国民年金被保険者資格取得届の受付日は、昭和63年2月29日と記載されており、同年2月29日に請求者の国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、当該加入手続時点において、請求期間のうち昭和55年\*月から昭和60年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者の妻は、A市役所B事務所で請求期間の国民年金保険料を遡って納付した旨陳述しているが、A市役所は、当該事務所において過年度保険料を納付することはできない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、上記加入手続を行った際に払い出された国民年金手帳の記号番号(\*)のほかに、請求者に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101012 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100175 号

## 第 1 結論

- 1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者の A 事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びに B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者の A 事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日並びに B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (子)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月 3 日から昭和 27 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 31 日から昭和 35 年 10 月 1 日まで

年金事務所において、私の母 (訂正請求記録の対象者) の A 事務所における新たな記録が見つかったが、私の母は、当該記録よりも長く勤務していたと思う。また、期間は分からないが B 社にも勤務していたが厚生年金保険の記録がない。

それぞれの事業所に勤務していた時期は分からないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者が A 事務所又は B 社に勤務していたとしているところ、A 事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 27 年 10 月 1 日であり、請求期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A事務所は昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっている上、上記被保険者名簿により、昭和27年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に照会するも回答を得ることができず、請求者も給与明細書等を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の同事務所における請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年2月1日であり、請求期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、B社の商業登記簿謄本において確認できる会社成立当時（昭和26年6月28日）の代表取締役は既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態について確認することはできない。

また、B社の現在の事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も給与明細書等を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者がA事務所又はB社に勤務していたとしているところ、A事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所は昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②のうち、同年2月1日から昭和35年10月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A事務所の事業主は既に亡くなっている上、請求期間②に同事務所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会するも回答を得ることができず、請求者も給与明細書等を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の同事務所における請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年2月1日であり、請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、B社の現在の事業主及び複数の同僚が、訂正請求記録の対象者を記憶していることから、期間は特定できないものの、請求期間②の一部期間において同社に勤務していたことはうかがえるが、現在の事業主は当時の賃金台帳等を保有しておらず、請求者も給与明細書等を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

- 3 このほか、訂正請求記録の対象者のA事務所及びB社における請求期間①及び②の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA事務所及びB社における請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。